

龍ヶ崎市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第47号

龍ヶ崎市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市空家等の適正な管理に関する条例（平成30年龍ヶ崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、<u>適正な管理が行われていない空家等の発生及びそれに起因する犯罪、事故等を未然に防止し、もって市民の安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 空家等 <u>法第7条第1項の規定に基づき策定する龍ヶ崎市空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）において対象とする空家等をいう。</u></p> <p>(3) <u>管理不全空家等 法第13条第1項の管理不全空家等をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、<u>管理不全な状態の空家等の発生及びそれに起因する犯罪、事故等を未然に防止し、もって市民の安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 空家等 <u>法第6条第1項の規定に基づき策定する龍ヶ崎市空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）において対象とする空家等をいう。</u></p> <p>(3) <u>管理不全な状態 空家等が、次のいずれかの状態にあることをいう。</u> <u>ア 老朽化若しくは台風等の自然災害により倒壊し、又は建築材等が飛散し、若しくは剝落することにより、市民等の生命、身体及</u></p>

(4) 特定空家等 法第2条第2項の特定空家等をいう。

(5) 省 略
(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺の良い生活環境の保全を図るため、当該空家等の除去、修繕、敷地内の除草、立木の伐採その他必要な措置を講じ、当該空家等の適正な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等対策計画を策定し、空家等の発生の予防に努めるとともに、空家等が適正な管理が行われていない状態とならないよう、所有者等による適正な管理及び活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(調査)

第5条 市長は、空家等が所有者等による適正な管理が行われていないと認めるときは、当該空家等について、法第9条第1項の規定により必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第22条第1項から第3項までの規定の施行に関し、当該空家等の詳細な状況を把握するため、法第9条第2項の規定により空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項を報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に当該空家等の立入調査をさせることができる。

(所有者等による空家等の適正な管理の促進)

び財産に被害を与えるおそれのある状態

イ 不特定の者の侵入その他の不法行為により、犯罪又は火災が誘発されるおそれのある状態

ウ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(4) 特定空家等 管理不全な状態にある空家等のうち、法第2条第2項の特定空家等に該当するものをいう。

(5) 省 略
(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺の良い生活環境の保全を図るため、当該空家等の除去、修繕、敷地内の除草、立木の伐採その他必要な措置を講じ、当該空家等が管理不全な状態にならないよう予防するとともに、適正な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等対策計画を策定し、空家等の発生の予防に努めるとともに、空家等が管理不全な状態とならないよう、所有者等による適正な管理及び活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(調査)

第5条 市長は、空家等が第3条に規定する所有者等による適正な管理が行われておらず、管理不全な状態であるときは、当該空家等について、法第9条第1項の規定により必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に関し、当該空家等の詳細な状況を把握するため、法第9条第2項の規定により当該職員又はその委任した者に当該空家等の立入調査をさせることができる。

(所有者等による空家等の適正な管理の促進)

第6条 省 略

(管理不全空家等の所有者等に対する措置)

第7条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定により当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、指導又は勧告をすることができる。

(特定空家等の認定)

第8条 市長は、第5条の調査の結果、当該空家等が著しく管理不全な状況であると認めるときは、法第8条第1項の規定に基づき設置された龍ヶ崎市空家等対策推進協議会の意見を聴いた上で、当該空家等を特定空家等として認定することができる。

(特定空家等に対する措置)

第9条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条の規定により当該空家等の除去、修繕、敷地内の除草、立木の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導、勧告、命令その他の措置を講ずることができる。

第10条 省 略

第11条 省 略

第12条 省 略

第6条 省 略

2 市長は、特定空家等となるおそれがある空家等の所有者等に対し、当該空家等の除去、修繕、敷地内の除草、立木の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導をすることができる。

(特定空家等の認定)

第7条 市長は、第5条の調査の結果、当該空家等が著しく管理不全な状況であると認めるときは、法第7条第1項の規定に基づき設置された龍ヶ崎市空家等対策推進協議会の意見を聴いた上で、当該空家等を特定空家等として認定することができる。

第8条 省 略

第9条 省 略

第10条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。